

○国土交通省告示第 号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十二条の規定に基づき、港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示を次のように定め、令和九年一月一日から施行する。

令和八年 月 日

国土交通大臣 井林 辰憲

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<div data-bbox="1257 208 1289 264">別表</div> <div data-bbox="1217 237 1249 360">一 (略)</div> <div data-bbox="1177 237 1209 488">二 その他の危険物</div> <div data-bbox="1137 264 1169 443">イスト (略)</div> <div data-bbox="189 264 1137 1104"> <p>チ 毒物類(毒物) 危規則第二条第一号へ(1)に定める毒物(危険物告示別表第一の項目の欄に掲げる項目が毒物のものであつて、同表の容器等級の欄に掲げる容器等級(以下チにおいて単に「容器等級」という。)が「目」のものの(副次危険性等級が「㍺」のものを除く。)、2-アミノ-4-クロロフェノール、アミノピリジン、ヒ酸アンモニウム、ジニトロオルトクレゾールアンモニウム塩(固体)、メタバナジン酸アンモニウム、ポリバナジン酸アンモニウム、ヒ素、ヒ酸(固体)、ヒ素粉末、三臭化ヒ素、五酸化ヒ素、三酸化ヒ素、ベンジジン、ベンゾキノン、ヨウ化ベンジル(固体)、ベリリウム化合物(他に品名が明示されているものを除く。)、ベリリウム粉末、カコジル酸、ヒ酸カルシウム、ヒ酸カルシウムと亜ヒ酸カルシウムの混合物(固体)、クロロ酢酸(固体)、クロロアセトフェノン(固体)、クロロアニリン(固体)、クロロクレゾール(固体)、クロロジニトロベンゼン(固体)、クロロニトロベンゼン(固体)、アセト亜ヒ酸銅、亜ヒ酸銅、シアン化銅、クレゾール(固体)、1・3-ジクロロアセトン、ジクロロアニリン(固体)、ジクロロフェニルイソシアネート、ジニトロベンゼン(固体)、ジニトロオルトクレゾール、ジニトロトルエン(固体)、消毒剤(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)(容器等級が「ロ」のもの)、染料又は染料中間物(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)(容器等級が「ロ」のもの)、ヒ酸第二鉄、亜ヒ酸第二鉄、ヒ酸第一鉄、ヒ酸鉛、亜ヒ酸鉛、シア</p> </div>
改正前	<div data-bbox="1257 1126 1289 1182">別表</div> <div data-bbox="1217 1144 1249 1267">一 (略)</div> <div data-bbox="1177 1144 1209 1395">二 その他の危険物</div> <div data-bbox="1137 1171 1169 1350">イスト (略)</div> <div data-bbox="189 1171 1137 2022"> <p>チ 毒物類(毒物) 危規則第二条第一号へ(1)に定める毒物(危険物告示別表第一の項目の欄に掲げる項目が毒物のものであつて、同表の容器等級の欄に掲げる容器等級(以下チにおいて単に「容器等級」という。)が「目」のものの(副次危険性等級が「㍺」のものを除く。)、2-アミノ-4-クロロフェノール、アミノピリジン、ヒ酸アンモニウム、ジニトロオルトクレゾールアンモニウム塩(固体)、メタバナジン酸アンモニウム、ポリバナジン酸アンモニウム、ヒ素、ヒ酸(固体)、ヒ素粉末、三臭化ヒ素、五酸化ヒ素、三酸化ヒ素、ベンジジン、ベンゾキノン、ヨウ化ベンジル(固体)、ベリリウム化合物(他に品名が明示されているものを除く。)、ベリリウム粉末、カコジル酸、ヒ酸カルシウム、ヒ酸カルシウムと亜ヒ酸カルシウムの混合物(固体)、クロロ酢酸(固体)、クロロアセトフェノン(固体)、クロロアニリン(固体)、クロロクレゾール(固体)、クロロジニトロベンゼン(固体)、クロロニトロベンゼン(固体)、アセト亜ヒ酸銅、亜ヒ酸銅、シアン化銅、クレゾール(固体)、1・3-ジクロロアセトン、ジクロロアニリン(固体)、ジクロロフェニルイソシアネート、ジニトロベンゼン(固体)、ジニトロオルトクレゾール、ジニトロトルエン(固体)、消毒剤(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)(容器等級が「ロ」のもの)、染料又は染料中間物(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)(容器等級が「ロ」のもの)、ヒ酸第二鉄、亜ヒ酸第二鉄、ヒ酸第一鉄、ヒ酸鉛、亜ヒ酸鉛、シア</p> </div>

ン化鉛、ロンドンパープル、ヒ酸マグネシウム、マロノニトリル、医薬品（固体）、ヒ酸第二水銀、塩化第二水銀、酢酸水銀、塩化第二水銀アンモニウム、安息香酸第二水銀、臭化水銀、シアン化第二水銀、グルコン酸第二水銀、ヨウ化第二水銀、核酸水銀、オレイン酸第二水銀（固体）、酸化第二水銀、ヨウ化第二水銀カリウム、サリチル酸第一水銀、硫酸水銀類又は硫酸水素水銀類、チオシアン酸第二水銀、ベータナフチルアミン（固体）、ナフチルチオ尿素、ナフチル尿素、シアン化ニッケル、ニコチン塩酸塩（固体）、ニコチンサリチル酸塩、ニコチン硫酸塩（固体）、ニコチン酒石酸塩、ニトロアニリン、トリフルオロメチルニトロベンゼン（固体）、ニトロトルエン（固体）、ニトロキシレン（固体）、ペンタクロロフェノール、殺虫殺菌剤類（固体で容器等級が「Ⅲ」のもの）、臭化フェナシル、フェノール（固体）、フェニルヒドラジン（結晶）、酢酸フェニル第二水銀、水酸化フェニル第二水銀、硝酸フェニル第二水銀、ヒ酸二水素カリウム、メタ亜ヒ酸カリウム、シアン化銅カリウム、メタバナジン酸カリウム、二硫化セレン、亜ヒ酸銀、シアン化銀、バナジン酸アンモニウムナトリウム、ヒ酸ナトリウム、メタ亜ヒ酸ナトリウム（固体）、カコジル酸ナトリウム、ペンタクロロフェノールナトリウム塩、固体（毒性を有する液体（容器等級が「Ⅰ」のものを除く。）を含有するもの）、亜ヒ酸ストロンチウム、タリウム化合物、トリイジン（固体）、酸化硫酸バナジウム、キシレノール（固体）、キシリジン（固体）、ヒ酸亜鉛、メタ亜ヒ酸亜鉛、ヒ酸亜鉛とメタ亜ヒ酸亜鉛の混合物、セレン化合物（固体）（他に品名が明示されているものを除く。）（容器等級が「Ⅲ」のもの）、臭化キシリル（固体）、3-クロロ-4-メチルフェニルイソシアネート（固体）、ヘキサフルオロアセトン（固体）、ニトリル類（毒性のもの）（固体）（他に品名が明示されているものを除く。）（容器等級が「Ⅲ」のもの）、トキシン類（固体）（生体から抽出されたものに限る。ただし、危険物告示別表第一の備考の欄

ン化鉛、ロンドンパープル、ヒ酸マグネシウム、マロノニトリル、医薬品（固体）、ヒ酸第二水銀、塩化第二水銀、酢酸水銀、塩化第二水銀アンモニウム、安息香酸第二水銀、臭化水銀、シアン化第二水銀、グルコン酸第二水銀、ヨウ化第二水銀、核酸水銀、オレイン酸第二水銀（固体）、酸化第二水銀、ヨウ化第二水銀カリウム、サリチル酸第一水銀、硫酸水銀類又は硫酸水素水銀類、チオシアン酸第二水銀、ベータナフチルアミン（固体）、ナフチルチオ尿素、ナフチル尿素、シアン化ニッケル、ニコチン塩酸塩（固体）、ニコチンサリチル酸塩、ニコチン硫酸塩（固体）、ニコチン酒石酸塩、ニトロアニリン、トリフルオロメチルニトロベンゼン（固体）、ニトロトルエン（固体）、ニトロキシレン（固体）、ペンタクロロフェノール、殺虫殺菌剤類（固体で容器等級が「Ⅲ」のもの）、臭化フェナシル、フェノール（固体）、フェニルヒドラジン（結晶）、酢酸フェニル第二水銀、水酸化フェニル第二水銀、硝酸フェニル第二水銀、ヒ酸二水素カリウム、メタ亜ヒ酸カリウム、シアン化銅カリウム、メタバナジン酸カリウム、二硫化セレン、亜ヒ酸銀、シアン化銀、バナジン酸アンモニウムナトリウム、ヒ酸ナトリウム、メタ亜ヒ酸ナトリウム（固体）、カコジル酸ナトリウム、ペンタクロロフェノールナトリウム塩、固体（毒性を有する液体（容器等級が「Ⅰ」のものを除く。）を含有するもの）、亜ヒ酸ストロンチウム、タリウム化合物、トリイジン（固体）、五酸化バナジウム粉末、酸化硫酸バナジウム、キシレノール（固体）、キシリジン（固体）、ヒ酸亜鉛、メタ亜ヒ酸亜鉛、ヒ酸亜鉛とメタ亜ヒ酸亜鉛の混合物、セレン化合物（固体）（他に品名が明示されているものを除く。）（容器等級が「Ⅲ」のもの）、臭化キシリル（固体）、3-クロロ-4-メチルフェニルイソシアネート（固体）、ヘキサフルオロアセトン（固体）、ニトリル類（毒性のもの）（固体）（他に品名が明示されているものを除く。）（容器等級が「Ⅲ」のもの）、トキシン類（固体）（生体から抽出されたものに限る。ただし、危険物

の規定により当該危険物に該当しないもの及び他に品名が明示されているものを除く。）、（容器等級が「Ⅱ」のもの）、有機リン化合物（固体）（他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。）、（容器等級が「Ⅱ」のもの）、有機ヒ素化合物（固体）（他に品名が明示されているものを除く。）、（容器等級が「Ⅱ」のもの）、金属カルボニル類（固体）（他に品名が明示されているものを除く。）、（容器等級が「Ⅱ」のもの）、有機金属化合物（毒性）（固体）（他に品名が明示されているものを除く。）、（容器等級が「Ⅱ」のもの）、その他の毒物（固体）（引火性のもの）（無機物のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）、（容器等級がⅡのもの）、少量危険物及び微量危険物を除く。）、及び危規則第二条第一号の二に定める液体化学薬品（アルキルトルエンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）、石炭酸油、クレゾール、フェノール及びキシレノールの混合物、クレゾール（フェノールを含まないものに限る。）、クレゾールナトリウム塩水溶液、2・6―ジアミノヘキサン酸燐酸塩水溶液、2・4―ジクロロフェノール、2・4―ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩水溶液（濃度が七十質量パーセント以下のものに限る。）、ジシクロペンタジエン及びその二量体の混合物（ジシクロペンタジエンの濃度が八十一質量パーセントから八十九質量パーセントまでのものに限る。）、ジフェニルメタンジイソシアナート、長鎖（炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。）、アルコキシアルキルアミンのエトキシ化物、エトキシ化タローアミン（濃度が九十五質量パーセントを超えるものに限る。）、急速分解バイオ油、フルフラール、グルタルアルデヒド水溶液（濃度が五十質量パーセント以下のものに限る。）、ヘキサヒドロ―1・3・5―トリエタノール―1・3・5―トリアジン水溶液、ヘキサヒドロ―1・3・5―トリメチル―1・3・5―トリアジン水溶液（濃度が四十五質量パーセント以下のものに限る。）、ラクトニトリル

告示別表第一の備考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの及び他に品名が明示されているものを除く。）、（容器等級が「Ⅱ」のもの）、有機リン化合物（固体）（他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。）、（容器等級が「Ⅱ」のもの）、有機ヒ素化合物（固体）（他に品名が明示されているものを除く。）、（容器等級が「Ⅱ」のもの）、金属カルボニル類（固体）（他に品名が明示されているものを除く。）、（容器等級が「Ⅱ」のもの）、有機金属化合物（毒性）（固体）（他に品名が明示されているものを除く。）、（容器等級が「Ⅱ」のもの）、その他の毒物（固体）（引火性のもの）（無機物のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）、（容器等級がⅡのもの）、少量危険物及び微量危険物を除く。）、及び危規則第二条第一号の二に定める液体化学薬品（アルキルトルエンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）、石炭酸油、クレゾール、フェノール及びキシレノールの混合物、クレゾール（フェノールを含まないものに限る。）、クレゾールナトリウム塩水溶液、2・6―ジアミノヘキサン酸燐酸塩水溶液、2・4―ジクロロフェノール、2・4―ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩水溶液（濃度が七十質量パーセント以下のものに限る。）、ジシクロペンタジエン及びその二量体の混合物（ジシクロペンタジエンの濃度が八十一質量パーセントから八十九質量パーセントまでのものに限る。）、ジフェニルメタンジイソシアナート、長鎖（炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。）、アルコキシアルキルアミンのエトキシ化物、エトキシ化タローアミン（濃度が九十五質量パーセントを超えるものに限る。）、急速分解バイオ油、フルフラール、グルタルアルデヒド水溶液（濃度が五十質量パーセント以下のものに限る。）、ヘキサヒドロ―1・3・5―トリエタノール―1・3・5―トリアジン水溶液、ヘキサヒドロ―1・3・5―トリメチル―1・3・5―トリアジン水溶液（濃度が四十五質量パーセント以下のものに限る。）、ラクトニトリル

水溶液（濃度が八十質量パーセント以下のものに限る。）¹、¹―フェニルエタノール及びアセトフェノンの混合物（アセトフェノンの濃度が十五質量パーセント以下のものに限る。）²、メチルシクロペンタジエニルマンガントリカルボニル、²―メチルグルタロニトリル及び²―エチルブタンジニトリルの混合物（²―エチルブタンジニトリルの濃度が十二質量パーセント以下のものに限る。）³、ベータプロピオラクトン、重クロム酸ナトリウム水溶液（濃度が七十質量パーセント以下のものに限る。）及び硫化ナトリウム水溶液（濃度が十五質量パーセント以下のものに限る。）に限る。）

リ
(略)

ヌ 腐食性物質 危規則第二条第一号チに定める腐食性物質（危険物告示別表第一の分類の欄に掲げる分類が腐食性物質のものであつて、同表の容器等級の欄に掲げる容器等級（以下ヌにおいて単に「容器等級」という。）が「**III**」のもの（副次危険性等級が「**3**」のもの、ヘキサメチレンジアミン（溶融状態のもの）、無水マレイン酸（溶融状態のもの）及び無水フタル酸（溶融状態のもの）を除く。）⁴、アルキルスルホン酸（固体）（遊離硫酸の含有率が五質量パーセントを超えるもの）、アリアルスルホン酸（固体）（遊離硫酸の含有率が五質量パーセントを超えるもの）、臭化アルミニウム（無水物）、塩化アルミニウム（無水物）、二フッ化水素アンモニウム（固体）、硫酸水素アンモニウム、三塩化アンチモン（固体）、三フッ化ホウ素と酢酸の錯化合物（固体）、三フッ化ホウ素とプロピオン酸の錯化合物（固体）、ブromo酢酸（固体）、水酸化セシウム（固体）、フッ化クロム（固体）、臭化ジフェニルメチル、染料又は染料中間物（固体）（腐食性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）（容器等級が「**II**」のもの）、フッ化水素化合物（他に品名が明示されているものを除く。）⁵、硫酸鉛（固体）、水酸化リチウム（固体）、ニトロベンゼンスルホン酸、硫

る。）⁶、ラクトニトリル水溶液（濃度が八十質量パーセント以下のものに限る。）⁷、¹―フェニルエタノール及びアセトフェノンの混合物（アセトフェノンの濃度が十五質量パーセント以下のものに限る。）⁸、メチルシクロペンタジエニルマンガントリカルボニル、²―メチルグルタロニトリル及び²―エチルブタンジニトリルの混合物（²―エチルブタンジニトリルの濃度が十二質量パーセント以下のものに限る。）⁹、ベータプロピオラクトン、重クロム酸ナトリウム水溶液（濃度が七十質量パーセント以下のものに限る。）及び硫化ナトリウム水溶液（濃度が十五質量パーセント以下のものに限る。）に限る。）

リ
(略)

ヌ 腐食性物質 危規則第二条第一号チに定める腐食性物質（危険物告示別表第一の分類の欄に掲げる分類が腐食性物質のものであつて、同表の容器等級の欄に掲げる容器等級が「**III**」のもの（副次危険性等級が「**3**」のもの、ヘキサメチレンジアミン（溶融状態のもの）、無水マレイン酸（溶融状態のもの）及び無水フタル酸（溶融状態のもの）を除く。）⁴、アルキルスルホン酸（固体）（遊離硫酸の含有率が五質量パーセントを超えるもの）、アリアルスルホン酸（固体）（遊離硫酸の含有率が五質量パーセントを超えるもの）、臭化アルミニウム（無水物）、塩化アルミニウム（無水物）、二フッ化水素アンモニウム（固体）、硫酸水素アンモニウム、三塩化アンチモン（固体）、三フッ化ホウ素と酢酸の錯化合物（固体）、三フッ化ホウ素とプロピオン酸の錯化合物（固体）、ブromo酢酸（固体）、水酸化セシウム（固体）、フッ化クロム（固体）、臭化ジフェニルメチル、染料又は染料中間物（固体）（腐食性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）（容器等級が「**II**」のもの）、フッ化水素化合物（他に品名が明示されているものを除く。）⁵、硫酸鉛（固体）、水酸化リチウム（固体）、ニトロベンゼンスルホン酸、硫酸水素ニトロシル（固体）、オキシ臭化リン、五臭化リン、五塩化リン、五酸化リン、フ

酸水素ニトロシル（固体）、オキシ臭化リン、五臭化リン、五塩化リン、五酸化リン、フッ化水素カリウム（固体）、硫酸水素カリウム、水酸化カリウム（固体）、酸化カリウム、硫化カリウム（水和物）、水酸化ルビジウム、フッ化水素ナトリウム、硫化水素ナトリウム（固体）、水酸化ナトリウム（固体）、酸化ナトリウム（固体）、有する液体（容器等級が「Ⅰ」のものを除く。）を含有するもの）、三塩化チタン混合物、トリクロロ酢酸（固体）、一塩化ヨウ素（固体）（容器等級が「Ⅱ」のもの）、クロロフェノール類（固体）（腐食性かつ毒性のもの）（他に品名が明示されているものを除く。）、クロロフェノール類（固体）（腐食性なもの）（他に品名が明示されているものを除く。）、少量危険物及び微量危険物を除く。）及び危規則第二条第一号の二に定める液体化学薬品（アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）、アルキルプロポキシアミンエトキシラート（アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に限る。）、塩化アルミニウム及び塩酸の混合水溶液、水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合水溶液（濃度が四十質量パーセント以下のものに限る。）、アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合水溶液、アミノエチルエタノールアミン、水酸化コリン溶液、2・2－ジクロロプロピオン酸、N・N－ジメチルドデシルアミン、N－エチルシクロヘキシルアミン、脂肪酸（炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。）、硝酸及び硝酸第二鉄の混合水溶液、グリコール酸水溶液（濃度が七十質量パーセント以下のものに限る。）、ノルマルヘプタン酸、過酸化水素水溶液（濃度が六十質量パーセントを超え七十質量パーセント以下のものに限る。）、アクリル酸2－ヒドロキシエチル、イソプロパノールアミン、N・N－メチレンビス（5－メチルオキサゾリジン

ツ化水素カリウム（固体）、硫酸水素カリウム、水酸化カリウム（固体）、酸化カリウム、硫化カリウム（水和物）、水酸化ルビジウム、フッ化水素ナトリウム、硫化水素ナトリウム（固体）、水酸化ナトリウム（固体）、酸化ナトリウム、硫化ナトリウム（水和物）、固体（腐食性を有する液体（容器等級が「Ⅰ」のものを除く。）を含有するもの）、三塩化チタン混合物、トリクロロ酢酸（固体）、一塩化ヨウ素（固体）（容器等級が「Ⅱ」のもの）、少量危険物及び微量危険物を除く。）及び危規則第二条第一号の二に定める液体化学薬品（アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）、アルキルプロポキシアミンエトキシラート（アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に限る。）、塩化アルミニウム及び塩酸の混合水溶液、水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合水溶液（濃度が四十質量パーセント以下のものに限る。）、アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合水溶液、アミノエチルエタノールアミン、水酸化コリン溶液、2・2－ジクロロプロピオン酸、N・N－ジメチルドデシルアミン、N－エチルシクロヘキシルアミン、脂肪酸（炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。）、硝酸及び硝酸第二鉄の混合水溶液、グリコール酸水溶液（濃度が七十質量パーセント以下のものに限る。）、ノルマルヘプタン酸、過酸化水素水溶液（濃度が六十質量パーセントを超え七十質量パーセント以下のものに限る。）、アクリル酸2－ヒドロキシエチル、イソプロパノールアミン、N・N－メチレンビス（5－メチルオキサゾリジン）、発煙硫酸、オレイルアミン、吉草酸、吉草酸及び2－メチル酪酸の混合物（吉草酸の濃度が六十四質量パーセントのものに限る。）、ノルマルプロパノールアミン、1－（フェニルメチル）－ピリジニウムアルキル誘導体塩化物（濃度が三十質量パーセント以下のものに限る。）並びにニルフェノールエトキシラート（濃度が十質量パーセント以

<p>備考ル (略)(略)</p>	<p>）、発煙硫酸、オレイルアミン、吉草酸、吉草酸及び2－メチル酪酸の混合物（吉草酸の濃度が六十四質量パーセントのものに限る。）、ノルマルプロパノールアミン、1－（フェニルメチル）－ピリジニウムアルキル誘導体塩化物（濃度が三十質量パーセント以下のものに限る。）並びにノニルフェノールエトキシラート（濃度が十質量パーセント以下のものに限る。）のイソプロパノール（濃度が十五質量パーセント以下のものに限る。）を溶媒とする溶液及びメタノール溶液（濃度が三質量パーセント以下のものに限る。）の混合溶液、水素化ほう素ナトリウム及び水酸化ナトリウムの混合水溶液（水素化ほう素ナトリウムの濃度が十五質量パーセント以下のものに限る。）、硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合水溶液、けい酸ナトリウム水溶液及びトール油のナトリウム塩（粗製のものに限る。）に限る。）</p>
<p>備考ル (略)(略)</p>	<p>下のものに限る。）のイソプロパノール（濃度が十五質量パーセント以下のものに限る。）を溶媒とする溶液及びメタノール溶液（濃度が三質量パーセント以下のものに限る。）の混合溶液、水素化ほう素ナトリウム及び水酸化ナトリウムの混合水溶液（水素化ほう素ナトリウムの濃度が十五質量パーセント以下のものに限る。）、硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合水溶液、けい酸ナトリウム水溶液及びトール油のナトリウム塩（粗製のものに限る。）に限る。）</p>